

【※注記】 以下の内容は『参考和訳』であり、原本(英文)との内容に差異がある場合には、原本が優先されます。

重要なお知らせ (ライセンス条項が続きます)

診断および使用状況に関する情報 マイクロソフトは、貴社の組織に関連する可能性のあるこの情報を、インターネットを介して自動的に収集し、貴社によるインストールやアップデート、ユーザーの利便性、マイクロソフトの製品やサービスの品質およびセキュリティの改善に役立てるために使用します。Windows Server IoTには4つの情報収集設定（セキュリティ、ベーシック、エンハンスド、フル）があり、初期設定では**【エンハンスド】**が使用されています。エンハンスドレベルには、(i) マルウェア対策および診断や使用状況に関するマイクロソフトのテクノロジーの実行、(ii) デバイスの品質およびアプリケーションの使用状況や互換性の把握、(iii) オペレーティングシステムやアプリケーションの使用状況および動作状況に関する品質上の問題の特定に必要な情報が含まれます。

選択および制御 管理者は**【設定】**を通じて情報収集のレベルを変更することができます。診断および使用状況に関する情報の詳細については、(aka.ms/winserverdata) およびマイクロソフトのプライバシーに関する声明 (aka.ms/privacy) をご参照ください。

マイクロソフトソフトウェアライセンス条項

MICROSOFT WINDOWS SERVER IOT FOR STORAGE STANDARD

お客様がWindows Server（以下「本Windows Server」、「本サーバーソフトウェア」または「本ソフトウェア」といいます）を取得された方法に応じて、本文は、お客様と、お客様のデバイスとともに本ソフトウェアを頒布するデバイス製造業者またはソフトウェアインストール業者との間のライセンス契約となります。本ソフトウェアには印刷されたライセンス条項が付帯されている場合があります。この場合、印刷されたライセンス条項が画面に表示される条項に優先されます。

本契約には、本ソフトウェアを使用するお客様の権利およびお客様に適用される条件が規定されています。また、本ソフトウェアは追加ライセンス条項やリンク先の条項の対象となる場合があります。これらの条項はすべて重要であり、その全部でお客様に適用されるライセンス条項を構成するため、全文をご確認ください。リンク先の条項はブラウザウィンドウに (aka.ms/) リンクを貼り付けると表示されます。本ライセンス条項は、本ソフトウェアに関連する更新プログラム、追加ソフトウェアおよびインターネットベースのサービスにも適用されます。製造業者またはインストール業者から本ソフトウェアを入手されたか、直接マイクロソフトから更新プログラムまたは追加ソフトウェアを入手された場合は、製造業者やインストール業者ではなく、マイクロソフトが当該更新プログラムまたは追加ソフトウェアのライセンスを付与します。

本契約に同意しまたは本ソフトウェアを使用することによって、お客様はこれら条項のすべてに同意し、アク

ティベーション中およびお客様による本ソフトウェアの使用、第6条のプライバシーに関する声明に従い一定の情報が収集されることを承諾したものとみなされます。これらの条項に同意せず、また順守しない場合、お客様は本ソフトウェアおよびその機能を使用することはできません。この場合には、デバイス製造業者またはインストール業者に返品ポリシーをご確認ください。ポリシーに従ってソフトウェアまたはデバイスを返品した場合、代金が返金される場合があります。ポリシーによっては、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体の返品が求められる場合もあります。

1. ライセンスモデルの概要

a. 他の条項が付帯されている場合を除き、本契約は、本サーバーソフトウェア、本サーバーソフトウェアとの併用のみで使用可能なマイクロソフトの追加ソフトウェアのうち、お客様のデバイスにプレインストールされているか、お客様が製造業者またはインストール業者から入手されたもの、お客様が本ソフトウェアを受領した際のメディアがある場合は当該メディア、また、本ソフトウェアに関するマイクロソフトの更新プログラム、アップグレード、ダウングレード、追加ソフトウェアおよびサービスに適用されます。

b. **ライセンス要件** サーバーソフトウェアライセンスは、(a) 物理ハードウェア内の物理コア数、(b) 特定バージョンのサーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスするデバイスおよびユーザーの数 (CAL)、(c) アクセスするサーバーの機能に基づきます。ライセンス条項はソフトウェア製品の特定のバージョンに対して適用されます。例えば、お客様が旧バージョンを入手された場合、当該バージョンに固有のライセンス条項がサーバーソフトウェアの当該バージョンに適用され、お客様は将来のバージョンのソフトウェアを使用する権利をもちません。

ライセンスの相違の程度 スタンダードエディションのライセンスでは、サーバーソフトウェアの特定のインスタンス数に限定されます。

c. **特定用途** 本サーバーは製造業者またはインストール業者によって特定の用途のために設計されたものです。お客様は当該用途に限って本ソフトウェアの使用を許可され、ユーティリティまたは管理、パフォーマンス強化、予防保守等の目的に使用されるこれに類似のソフトウェアを除き、追加のソフトウェアプログラムや機能をサポートしたり、本サーバーのデータストレージ機能を補完したりするために本ソフトウェアを使用することはできません。

2. 定義

a. **追加ソフトウェア**とは、(aka.ms/additionalsoftware) に記載されているものを指します。

b. **ライセンスの割当**とは、ライセンスを付与する1台のデバイスまたは1人のユーザーを指定することをいいます。

- c. **クラスターHPCアプリケーション**とは、複雑な計算問題や密接に関連した複数の計算問題を並列に解く高性能コンピュータアプリケーションをいいます。クラスターHPCアプリケーションは、計算が複雑な問題を一連のジョブやタスクに分割します。これらのジョブやタスクはMicrosoft HPC Pack またはこれに類似のHPCミドルウェア等で提供されるジョブスケジューラによって調整され、HPCクラスター内で実行されている複数のコンピュータ全体で並列に分散処理されます。
- d. **コアライセンス**とは、サーバー内の1つの物理コアに対するライセンスを取得するために必要なライセンスをいいます。物理コアは物理プロセッサ内のコアで、物理プロセッサは1つ以上の物理コアで構成されます。
- e. **高性能コンピューティング（「HPC」）ワークロード**とは、クラスターノードを実行するために使用されるサーバーソフトウェアがクラスターHPCアプリケーションをサポートするためクラスターノード上のセキュリティ、ストレージ、パフォーマンス強化およびシステム管理を許可する際に必要に応じて他のソフトウェアとともに使用されるワークロードをいいます。
- f. **インスタンス**は、お客様がソフトウェアのセットアップまたはインストール手順を実行するか、既存のインスタンスを複製することによって作成されたものとみなされます。

インスタンスの実行 お客様は、ソフトウェアをメモリにロードし、1つ以上の指示を実行することによって、「インスタンスを実行」したものとみなされます。一旦実行されたインスタンスは、メモリから削除されるまで実行されているものとみなされます。

- g. **オペレーティングシステム環境**とは、次のように定義されます。
 - i. 独立したコンピュータのID（主要コンピュータ名またはこれに類似の固有の識別番号）または独立した管理権を可能にする物理オペレーティングシステムまたは仮想（もしくはエミュレートされた）オペレーティングシステムの全部もしくは一部、このようなオペレーティングシステムの全部または一部の上で作動するように構成されたアプリケーションがある場合には、そのインスタンス。
 - (a) 物理オペレーティングシステム環境は、物理ハードウェアシステム上で直接作動するように構成されています。ハードウェア仮想化ソフトウェア（Microsoft Hyper-V Server またはこれに類似のテクノロジー等）の実行またはハードウェア仮想化サービス（マイクロソフト仮想化テクノロジー等）の提供のために使用される物理オペレーティングシステムインスタンスは物理オペレーティングシステムの一部とみなされます。
 - (b) 仮想オペレーティングシステムは、仮想（またはエミュレートされた）ハードウェアシステムを実行するために構成されています。
 - ii. 物理ハードウェアシステムには、以下のうちいずれかまたは両方が含まれる場合があります。
 - (a) 1つの物理オペレーティングシステム環境

(b) 1つ以上の仮想オペレーティングシステム環境

- h. **サーバー**とは、サーバーソフトウェアを実行することのできる物理ハードウェアシステムまたはデバイスをいいます。ハードウェアのパーティションやブレードは別個の物理ハードウェアシステムとみなされません。
- i. (Hyper-Vによる分離を使用しない) **Windows Serverコンテナ**とは、Windows Serverソフトウェアの機能の一つをいいます。
- j. **Hyper-V分離を使用するWindows Serverコンテナ** (旧Hyper-Vコンテナ) とは、1つ以上のWindows Serverコンテナをホストするために1つの仮想オペレーティングシステム環境を利用するWindows Serverのコンテナ機能をいいます。Windows Serverコンテナをホストするために使用される各Hyper-V分離インスタンスは1つの仮想オペレーティングシステム環境とみなされます。

3. サーバーソフトウェアにライセンスを付与する方法

- a. **サーバーへのライセンス付与** 正規にライセンスを付与されたソフトウェアに基づき、本サーバーソフトウェアの一定数のインスタンスをサーバーにインストールし実行する権利がお客様に付与されます。これらのインスタンスの実行前に、お客様は、サーバー毎に必要なコアライセンス (3条b項) の数を決定し、以下のとおり当該コアライセンスを対象のサーバーに割り当てなければなりません。
- b. **サーバーに対しての必要ライセンス数の割当**
 - i. **初回割当** 以下に定める場合を除き、本ソフトウェアライセンスはお客様が本ソフトウェアを取得する際に使用したサーバーに割り当てられ、当該サーバーはこれらライセンスのすべてに関してライセンスを取得したサーバーとみなされます。複数のサーバーに対して同時の同一のコアライセンスを割り当てることはできません。
 - ii. **再割当**
 - (a) 追加のライセンス権を購入しない限り、製造業者またはインストール業者から入手したソフトウェアのコアライセンスを割り当てることはできません。
 - (b) コアライセンスの再割当を含む追加のライセンスを取得された場合、コアライセンスの再割当を行うことができますが、前回の割当から少なくとも90日を経過している必要があります。ただし、永続的なハードウェアの不具合を理由に、ライセンス取得済みのサーバーの使用を中止している場合には、これよりも早い時期に当該コアライセンスを割り当てることができます。コアライセンスを再度割り当てると、再度割り当てられたサーバーが当該コアライセンスについて新たなライセンス取得済みのサーバーとなります。再割当されたサーバーのすべての物理コアをカバーするため追加のコアライセンス

が必要となる場合があります。

c. サーバーソフトウェアのインスタンスの実行

Windows Server IoT for Storage Standard

i. お客様がセクション3.b.に規定されているコアライセンスの必要な数を割り当てたそれぞれのサーバーのために、以下においてサーバーソフトウェアをいつでも実行することができます。

- 1つの物理オペレーティングシステム環境
- 2つまでの仮想オペレーティングシステム環境、および
- Hyper-V 分離を使用しないWindows Server コンテナとしてインスタンス化された任意の数のオペレーティングシステム環境

ii. お客様がすべての許諾されたインスタンスを同時に実行する場合には、物理オペレーティングシステム環境において実行されるサーバーソフトウェアのインスタンスは以下の場合にのみ使用することができます。

- ハードウェアバーチャリゼーションソフトウェアの実行、
- ハードウェアバーチャリゼーションサービスの提供、
- ライセンス許諾サーバー上のオペレーティングシステム環境を管理し、サービスを提供するためのソフトウェアの実行。

iii. お客様がセクション3.c.に規定されたサーバーソフトウェアの追加インスタンスを実行したい場合には、お客様は、セクション3.d.に規定されたサーバーに対する追加のライセンスを取得する必要があります。

c. サーバーソフトウェアのインスタンスの実行 お客様は、ライセンス取得済みのサーバー上の1つの物理または仮想オペレーティングシステム環境において、本サーバーソフトウェアのインスタンス1つを一度に実行することができます。

d. 追加ソフトウェアのインスタンスの実行 お客様は、以下のウェブサイトで指定している追加ソフトウェアについて、デバイスおよびインスタンスの数を問わず、物理または仮想オペレーティングシステム環境においてインスタンスを実行かつ使用することができます。ただし、追加ソフトウェアは本サーバーソフトウェアと使用しなければなりません。追加ソフトウェアについては、[（aka.ms/additionalsoftware）](https://aka.ms/additionalsoftware) をご参照ください。

e. **サーバーのリパーティション** お客様は、上記により許可されてすぐに、1つのハードウェアにライセンスを再割当することができますが、以下の場合に限りです。

- ・ ライセンス取得済みハードウェアの1つのパーティションから別のパーティションへの物理プロセッサの再割当
- ・ ライセンス取得済みハードウェアの1つのパーティションからの複数のパーティションの作成
- ・ ライセンス取得済みハードウェアの複数のパーティションからの1つのパーティションの作成

また、(i) リパーティション前であり、ハードウェアのパーティションすべてにライセンスが付与されていること、かつ、(ii) 物理プロセッサ、物理コア、コアライセンスの合計数が変わらないことが条件となります。

f. **お客様のサーバーまたはストレージメディア上でのインスタンスの作成と格納** お客様は、正規にライセンス取得済みサーバー1つにつき、お客様のサーバーまたはストレージメディア上で、数を問わず本ソフトウェアのインスタンスを作成することができます。ただし、適用される使用権説明書に記載されているライセンスに基づき、本ソフトウェアのインスタンスを実行する権利を行使する場合に限りです。（第三者へのインスタンスの頒布は許可されません。）

g. **本ソフトウェアによってサポートされる機能の制限** 製造業者またはインストール業者は、本サーバー上で提供かつインストールされている基本機能のみをサポートするため、お客様に対して本サーバーソフトウェアのライセンスを付与します。以下のようなものの実行やサポートを目的とした本サーバーの使用についてはライセンス付与されません。

- ・ Microsoft SQL Server Express Edition等のエンタープライズ以外のエンジンを除き、エンタープライズデータベースソフトウェア（Microsoft SQL Server等）（ただし、本サーバーソフトウェアに組み込まれており、かつ、製造業者またはインストール業者が本サーバーを設計した特定の用途の一環として本サーバーソフトウェアのサポートのみに使用されるエンタープライズデータベースエンジン（Microsoft SQL Serverを含みます）の実行やサポートには、本サーバーソフトウェアを使用することができます。）
- ・ エンタープライズリソースプランニング（ERP）ソフトウェア
- ・ メッセージングおよびエンタープライズメール
- ・ Microsoft ExchangeおよびMicrosoft SharePoint Portal Server,
- ・ チームコラボレーションソフトウェア
- ・ アポイントメント、ミーティングその他カレンダー項目に対応するウェブベースのタイムマネジメントアプリケーション

h. 制限 本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。製造業者またはインストール業者およびマイクロソフトは、適用法によりお客様へ追加の権利が付与されない限り、黙示、禁反言その他いずれの法理によるかを問わず、本契約において明示的に許諾されていない権利（知的財産に関する法律に基づく権利等）のすべてを留保します。お客様は、特定の使用方法を求める本ソフトウェアの技術的制限に従う必要があります。例えば、本契約により付与されるライセンスはお客様に対して以下の権利を付与するものではなく、お客様は以下のような権利をもちません。

- 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。
- 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたはその他の方法でのソースコードの取得を試みること。ただし、(i) 適用法により許容されるか、(ii) 本ソフトウェアに含まれる一定のオープンソースコンポーネントの使用に適用される第三者のライセンス条項により要求される場合は、その範囲に限り許可されます。
- 他のオペレーティングシステムまたは他のオペレーティングシステム上で実行されているアプリケーション内で、本ソフトウェアのファイルやコンポーネントを使用すること。
- （許可されたバックアップコピーを除き）本ソフトウェアを公開、賃貸、リース、貸与またはコピーすること。
- マイクロソフトの事前の書面による承諾なしに、本ソフトウェアのベンチマークテスト結果を第三者に開示すること。
- （本契約により許可される場合を除き）本ソフトウェアを移転すること。
- 明示的に許可される場合を除き、1つのライセンスの下に本サーバーソフトウェアを分離して複数のオペレーティングシステム環境で使用すること。オペレーティングシステム環境が同一の物理ハードウェアシステムである場合も含まれます。
- 営利目的のソフトウェアホスティングサービスのために本ソフトウェアを使用すること。
- インターネットベースの機能を使用している場合、第三者によるこれら機能の使用を妨げるような方法で、もしくは不正な方法によりサービス、サーバー、データ、アカウントまたはネットワークへのアクセスを試みるために、これら機能を使用することはできません。

任意のデバイス上のソフトウェアにアクセスする権利は、当該デバイスにアクセスするソフトウェアやデバイスに関するマイクロソフトの特許その他知的財産権を行使する権利が付帯するものではありません。

- i. **付属するマイクロソフトのプログラム** 本ソフトウェアには、マイクロソフトの他のプログラムが含まれる場合があります。特段の規定のある場合を除き、サーバーソフトウェアと合わせて使用されるこれらのマイクロソフトのプログラムにも本ライセンス条項が適用されます。
- j. **更新プログラム** 本ソフトウェアでは、定期的にシステムの更新プログラムが確認され、その結果、お客様にも更新プログラムがインストールされる場合があります。お客様は、マイクロソフトまたは正規の供給元のみから更新プログラムを取得することができ、マイクロソフトがお客様へ当該更新プログラムを提供するため、お客様のシステムの更新が必要となる場合があります。お客様は、本契約に同意することによって、追加通知なしにこれらの自動更新プログラムを受け取ることに同意するものとします。
- k. **バックアップコピー** お客様は、バックアップを目的に本ソフトウェアのコピー1部を作成することができます。このコピーは本ソフトウェアのインスタンスの作成のみに使用することができます。
- l. **インスタンス数の上限** 本ソフトウェアまたはお客様のハードウェアにより、サーバー上の物理または仮想オペレーティングシステム環境で実行できる本サーバーソフトウェアのインスタンス数が制限される場合があります。
- m. **マルチプレキシング** マルチプレキシングやプーリングによって本ソフトウェアとの直接接続を減らした場合も、必要なライセンス数を減少させることはできません。

4. **Windows Server CALの除外** 本ライセンス条項によりライセンス取得済みWindows Storage Serveソフトウェアの機能にアクセスまたはこれら機能を使用するサーバーについては、Windows Server クライアントアクセスライセンス (CAL) が要求されません。マイクロソフト製品のCALを取得している場合も、本ライセンス条項によりライセンス付与されていない本サーバーソフトウェアの機能を使用する権利が付与されるものではありません。

5. 追加のライセンス条項

- a. **譲渡** お客様がドイツまたはサイト (aka.ms/transfer) に掲載されているいずれかの国で本ソフトウェアを取得した場合、本条項の規定は適用されません。この場合、第三者に対する本ソフトウェアの譲渡および本ソフトウェアを使用する権利は適用法に準拠します。

お客様は、ライセンス取得済みのサーバー、すべてのCertificate of Authenticityラベル、当該サーバーに当初より追加のライセンスが含まれる場合はこれら追加ライセンスおよび本契約と合わせてのみ、第三者に対して直接本ソフトウェアを譲渡することができます。譲渡に先立ち、譲受人は本ソフトウェアの譲渡および使用に本契約が適用されることに同意しなければなりません。お客様は、本ソフトウェアの別のライセンスを保持していない場合、本ソフトウェアのインスタンスを保持することはできません。

本契約のいかなる内容も、頒布権が消尽した場合において、適用法により許可される範囲でのソフトウェアの譲渡を禁止するものではありません。

- b. **ダウングレードの権利** お客様は、本ソフトウェアの作成、格納および使用に代わり、許可された各インスタンスにつき、本ソフトウェアの以下のエディション旧バージョンのインスタンスを作成、格納かつ使用することができます。ただし、マイクロソフトが (aka.ms/windowslifecycle) に規定する旧バージョンに対するサポートを提供している期間に限ります。
- c. **データストレージテクノロジー** 本サーバーソフトウェアには、Windows Internal Databaseと呼ばれるデータストレージテクノロジーが含まれる場合があります。本サーバーソフトウェアのコンポーネントにはデータ格納のためこのテクノロジーが使用されています。お客様は、その他の目的で、本契約に基づきこのテクノロジーを使用したり、このテクノロジーにアクセスしたりすることはできません。
- d. **フォントコンポーネント** 本ソフトウェアの実行中、お客様はそのフォントを使用してコンテンツを表示または印刷することができます。ただし、フォントの埋め込みに関する制限により許可されるコンテンツへのフォントの埋め込みと、コンテンツを印刷するためのプリンターその他出力デバイスへの一時的なフォントのダウンロードに限定されます。
- e. **アイコン、画像および音声** 本ソフトウェアの実行中、お客様はそのアイコン、画像、音声およびメディアを使用することができますが、これらを第三者に提供することはできません。本ソフトウェアと合わせて提供される画像、音声およびメディアのサンプルはお客様による非営利目的の使用のみを目的としています。
- f. **追加の機能** マイクロソフトは、本ソフトウェアについて追加の機能を提供する場合があります。その際に、別途ライセンス条項や料金が適用される場合もあります。
- g. **Adobe Flash Player** 本ソフトウェアには、(aka.ms/adobeflash) に掲載のAdobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) のライセンス条項によりライセンス付与されているAdobe Flash Playerが含まれています。AdobeおよびFlashは米国および/またはその他の国における同社の登録商標または商標です。
- h. **第三者のコンポーネント** 本ソフトウェアには、別個の法的通知とともにまたは別個の契約が適用される第三者のコンポーネントが含まれている場合があります。これらは付属のThirdPartyNoticesファイルに規定されています。

本ソフトウェアには、本契約に基づき第三者ではなく製造業者またはインストール業者からお客様へライセンス付与される第三者のコンポーネントが含まれている場合があります。第三者のコンポーネントに関する注意事項のある場合は、お客様への情報提供のみを目的としています。

i. 追加の注意事項

- i. **H.264/AVC、MPEG-4ビジュアル規格およびVC-1ビデオ規格** 本ソフトウェアには、264/AVC、MPEG-4および／またはVC-1デコードテクノロジーが含まれている場合があります。これらテクノロジーについては、MPEG LA, L.L.C.（MPEG LA社）により以下の注意事項の表示が義務付けられています。

本製品は、消費者による個人的かつ非営利目的の使用を前提とし、「VC-1 PORTFOLIO LICENSE」、「MPEG-4 PART 2 VISUAL PATENT PORTFOLIO LICENSE」および「C-1 VISUAL PATENT PORTFOLIO LICENSE」に基づき、(i) 上記の規格（以下「ビデオ規格」）に従ったデコード、(ii) 営利目的の活動に従事していない消費者がエンコードしたH.264/AVC、MPEG-4 PART 2またはVC-1ビデオもしくはこれらビデオを提供するライセンスを有するビデオプロバイダーから入手したビデオのデコードに限り、使用許諾されます。これ以外の用途については、いかなるライセンスも許諾されず、また黙示されません。詳細については、MPEG LA, L.L.C.までお問い合わせください。また、（AKA.MS/MPEGLA）をご参照ください。

- ii. **マルウェア対策** マイクロソフトは、マルウェアからお客様のデバイスを保護することに努めています。本ソフトウェアでは、他の対策がインストールされていないか、有効期限切れになっている場合、マルウェア対策が実行されます。その際に、他のマルウェア対策ソフトウェアを無効にするか、場合によっては削除が必要となることもあります。

6. **プライバシーおよびデータ使用への同意** マイクロソフトは、お客様のプライバシーを重視しています。本ソフトウェアの機能の一部は使用時に情報を送受信します。これらの機能の多くは、ユーザーインターフェースで解除することができ、または、使用しないことを選択できます。お客様は、本契約に同意し、本ソフトウェアを使用することによって、マイクロソフトがプライバシーに関する声明（aka.ms/privacy）および本ソフトウェアの機能に関連するユーザーインターフェースの記載に従い情報を収集、使用かつ開示できることに同意したものとみなされます。
7. **アクティベーションおよび認証** お客様は、本ソフトウェアのアクティベーションおよび認証のため適切なプロダクトキーを使用するものとします。本ソフトウェアを使用するお客様の権利は、本ソフトウェアで指定された時間が経過した後、アクティベーションが完了するまで制限される場合があります。アクティベーションに失敗すると、本ソフトウェアを使用できなくなります。アクティベーションや認証を回避することはできません。この場合、インターネットや電話、SMSによるサービス料金が発生する場合があります。
8. **地理的制約および輸出規制** 本ソフトウェアの使用が特定の地域に限定されている場合、お客様は、当該地域のみで本ソフトウェアをアクティベーションすることができます。また、お客様は、本ソフトウェアに適用される国内外の法令を順守しなければならず、これには、輸出先国、最終需要者および最終用途に対する制限も含まれます。詳細については、（aka.ms/exporting）をご参照ください。

9. **サポートおよび返金手続き** ソフトウェア全般のサポートオプションについては、デバイス製造業者またはインストール業者へお問い合わせください。お問い合わせの際には、本ソフトウェアと合わせて提供されているサポート番号をお知らせください。マイクロソフトから直接更新プログラムや追加ソフトウェアを取得された場合は、正規にライセンス付与されたソフトウェアについて、マイクロソフトより限定的なサポートが提供される場合もあります。詳細は、(aka.ms/mssupport) をご参照ください。返金をご希望の場合は、製造業者またはインストール業者に返品ポリシーをご確認ください。ポリシーに従ってソフトウェアまたはデバイスを返品した場合、代金が返金される場合がありますが、ポリシーによっては、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体の返品が求められる場合もあります。
10. **準拠法** 契約違反に対する請求、不正競争防止法、黙示的保証に関する法律、不当利得返還請求および不法行為に基づく請求を含め、本ソフトウェアまたはその代金もしくは本契約に関するすべての請求および紛争は、抵触法にも関わらず、お客様の居住地（法人の場合は主たる事業所の所在地）の地域または国の法律が適用されます。
11. **地域による差異** 本契約には、特定の法的権利が規定されています。国または地域の法律に基づき、お客様には消費者権利等の他の権利が認められる場合があります。また、本ソフトウェアの入手先に関しても権利が認められる場合があります。本契約は、お客様の地域または国の法律がこれを許可しない限り、これらの権利を変更するものではありません。例えば、以下のいずれかの地域で本ソフトウェアを取得されたか、強制的な国の法律が適用される場合、以下の規定が適用されます。
- a. **オーストラリア** 「限定的保証」は、製造業者またはインストール業者の明示的な保証に相当します。この保証は、オーストラリア消費者法に基づく法律上の保証に従いお客様へ認められるものを含め、法律上の他の権利および救済に追加して与えられます。
- 本項において、「商品」とは、製造業者またはインストール業者が明示的な保証を提供する本ソフトウェアを意味します。マイクロソフトの商品には、オーストラリア消費者法に基づき除外できない保証が付帯されています。お客様は、重大な不具合については交換または返金を受け、その他の予測可能な損失や損害については補償を受ける権利を有します。また、商品の品質が許容水準未満であり、これが重大な不具合でない場合には、修理または交換を受ける権利を有します。
- b. **カナダ** お客様は、自動更新機能またはインターネットアクセスを無効にすることによって更新プログラムの受信停止を選択することができます。特定のデバイスやソフトウェアの更新無効の方法については、製品文書をご参照ください。
- c. **ドイツおよびオーストリア**
- i. **保証** 正規にライセンスを付与されたソフトウェアは、概ねこれに付属するマイクロソフトの資料に記載のとおり動作します。ただし、製造業者またはインストール業者およびマイクロソフトは、ライセンスを付与された当該ソフトウェアに関していかなる契約上の保証もなしません。

- ii. **責任制限** 製造業者またはインストール業者もしくはマイクロソフトは、故意、重過失または製造物責任法に基づく請求があった場合、もしくは死亡、傷害または物的損害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

上記に従って、製造業者、インストール業者またはマイクロソフトは、契約上の重大な義務、すなわち、その履行が本契約の正当な履行を推進する義務、その違反が本契約の目的達成を妨げる義務、その順守が当事者の信頼性を維持させる義務（いわゆる「基本義務」）に違反する場合、軽過失に限り責任を負い、これ以外の場合、軽過失に対しては責任を負いません。

- d. **その他の地域** 地域による差異の最新情報については、(aka.ms/variations) をご参照ください。

12. 本ソフトウェアの二次ブートコピーおよびリカバリコピー

- ・ **二次ブートコピー** お客様は、デバイス上に本ソフトウェアの二次ブートコピーがインストールされている場合、本サーバーソフトウェアの一次オペレーティングコピーに不具合、異常または改ざんが生じた場合において、一次コピーが修正または再インストールされるまでの間に限り、当該二次コピーへアクセスし、そこからブート処理を行い、表示かつ実行することができます。ただし、本サーバーソフトウェアの一次オペレーティングコピーと二次ブートコピーの両方をデバイス上で同時にブート処理し使用する権利を付与されるものではありません。
- ・ **リカバリコピー** お客様は、本サーバーソフトウェアのリカバリコピーを使用することができます。ただし、デバイス上の本サーバーソフトウェアの修正または再インストールを目的とする場合に限定されます。

- 13. **リースハードウェア** 製造業者またはインストール業者からデバイスをリースしている場合、以下の追加条項が適用されます。(i) 本ライセンス条項においてデバイスと合わせた本ソフトウェアの永続的な譲渡が許可されるかどうかを問わず、お客様は、デバイスの譲渡の際に、本ソフトウェアも合わせて譲渡することはできません。(ii) ソフトウェアの更新プログラムに関するお客様の権利は、デバイスのリース契約により決定するものとします。(iii) お客様は、製造業者またはインストール業者からデバイスを購入しない限り、リース期間終了後に本ソフトウェアを使用することはできません。

- 14. **フォールトトレラントの否認** 本ソフトウェアはフォールトトレラントではありません。デバイス上に本ソフトウェアをインストールしたのは製造業者またはインストール業者であり、当該デバイス上での本ソフトウェアの動作に対しては製造業者またはインストール業者が責任を負います。

- 15. **ハイリスク用途の否認** 警告：本ソフトウェアは、使用されるデバイスまたはシステムおよび第三者の製品との組み合わせを問わず、その故障または不具合により、死亡、重傷、重大な物的損害または

環境被害が生じることが合理的に予測される用途のために設計されておらず、このような用途を意図していません。

- 16. 完全合意** 本契約（以下の限定的保証を含みます）、お客様が使用する追加ソフトウェア、更新プログラムおよびサービスに付帯する条項（製造業者、インストール業者、マイクロソフトのいずれが提供したかを問いません）、本契約に記載されるウェブリンクに含まれる条項は、本ソフトウェアならびにこれら追加ソフトウェア、更新プログラムおよびサービスに関する完全な合意事項です。本契約に記載のリンク先に掲載されている条項は、ブラウザのアドレスバーにURLを入力することでも確認でき、お客様は確認することに同意するものとします。お客様は、本ソフトウェアおよびサービスを使用する前に、リンク先の条項を含め、これら条項をよく読むことに同意するものとします。お客様は、本ソフトウェアおよびサービスを使用することによって、本契約および上記のリンク先の条項を承諾したとみなされることを理解しているものとします。

OEM保証規定

限定的保証

デバイス製造業者またはインストール業者は、正規にライセンスを付与されたソフトウェアが概ねこれに付属するマイクロソフトの資料に記載のとおり動作することを保証します。本保証規定の有効期間である90日以内にお客様がマイクロソフトから直接取得された更新プログラムまたは追加ソフトウェアについては、マイクロソフトが本保証規定を履行します。本保証規定は、お客様に起因する問題、お客様が指示に従わなかったことで生じた問題、製造業者、インストール業者またはマイクロソフトの合理的な制御を超える事由に起因して生じた問題を対象としません。本保証規定は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得した日から発効し、その後90日間有効とします。90日の有効期間内にお客様が製造業者、インストール業者またはマイクロソフトから追加ソフトウェア、更新プログラムまたは交換ソフトウェアを受け取られた場合は、これも保証の対象となりますが、この場合の保証期間は当初の90日の有効期間の残存期間と30日のうちいずれか長い方となります。本ソフトウェアが譲渡されても、本保証規定の有効期間が延長されることはありません。

製造業者、インストール業者およびマイクロソフトは、その他いかなる明示的な保証もなしません。**製造業者、インストール業者およびマイクロソフトは、商品性、特定の目的に対する適合性、権利侵害の不存在に関するものを含め、あらゆる黙示的保証を否認します。お客様の地域の法律により黙示的保証の除外が認められない場合は、本保証規定の有効期間に限り、また、お客様の地域の法律によって許容される範囲に限定して黙示的保証が与えられます。本契約上の制限に関わらず、お客様の地域の法律により本契約よりも長い保証期間が要求される場合、当該長い方の保証期間が適用されますが、お客様が請求できる内容は本契約で許可されているものに限定されます。お客様の地域の法律に基づき追加の消費者権利が認められる場合もありますが、これにより本契約を変更することはできません。**

製造業者、インストール業者またはマイクロソフトは、本保証規定に違反した場合、自己の選択により、(i) 本ソフトウェアを無償で交換または修理するか、(ii) 本ソフトウェア（もしくは製造業者、インストール業者またはマイクロソフトの裁量により、本ソフトウェアがプレインストールされたデバイス）の返品と交換に代金を返金します。製造業者またはインストール業者（もしくはお客様が直接マイクロソフトから取得している場合はマイクロソフト）は、本ソフトウェアの追加ソフトウェア、更新プログラムおよび交換ソフトウェアを修理または更新するか、代金を払い戻す場合があります。**上記は保証規定違反に対するお客様への唯一の救済です。**本保証規定は、お客様に特定の法的権利を与えるものであり、国や地域に応じてその他の権利が認められる場合もあります。

製造業者、インストール業者またはマイクロソフトが提供する修理、交換または返金を除き、お客様は、本保証規定、本契約の他の部分、その他いかなる根拠においても、逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害を含む損害の賠償その他請求を行うことはできません。本契約における損害の除外および救済の制限は、修理、交換または返金によってお客様の損害が完全に補償されない場合、

製造業者、インストール業者またはマイクロソフトが損害の可能性を認識していたか認識し得た場合、また、救済がその本質的目的を達成できない場合も適用されます。一部の地域や国では、付随的損害、結果的損害等の除外や制限が認められないため、上記の制限や免責が適用されない場合もあります。**本契約では認められないにも関わらず、お客様の地域の法律において、お客様が製造業者、インストール業者またはマイクロソフトに対して損害の賠償を請求することが認められる場合、賠償範囲はお客様が本ソフトウェアに対して支払った金額（または無償で取得した場合は50米ドル）を上限とします。**

保証手続き

サービスまたは返金を受けるためには、購入証明書の提供と製造業者またはインストール業者の返品ポリシーの順守が求められます。ポリシーによっては、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体の返品が求められる場合もあります。また、プロダクトキーを含むCertificate of Authenticityラベルは（お客様のデバイスと合わせて提供された場合）貼付されたままでなければなりません。

本ソフトウェアの保証サービスについては、お客様のデバイスと合わせて提供される住所および通話料無料の電話番号をご参照の上、製造業者またはインストール業者へお問い合わせください。